

入札に関する Q & A

委任状に関する Q & A

- 【問 1】 本社（本店）から支社（支店）へ入札の権限を委任したい
- 【問 2】 支社の担当者へ入札の権限を委任したい
- 【問 3】 代理人使用印鑑に押印する印は認印でもよいか

参加申請に関する Q & A

- 【問 1】 入札参加申請を電子メールで受付しているか

参加資格に関する Q & A

- 【問 1】 代表者が変更になったが、入札参加資格通知書の代表者名をまだ変更していない

■ 委任状に関する Q&A

【問1】 本社（本店）から支社（支店）へ入札の権限を委任したい

本社から支社へ入札の権限を委任する場合は、委任状①が必要になります。

「委任者」欄に本社、「受任者」欄に支社の名称等を記載したうえ、それぞれ代表者印を押印してください。

【問2】 支社の担当者へ入札の権限を委任したい

支社の代表者ではなく、担当者へ入札の権限を委任する場合は、委任状①及び委任状②が必要になります。

委任状①については、「委任者」欄に本社、「受任者」欄に支社の名称等を記載したうえ、それぞれ代表者印を押印してください。

委任状②については、「委任者」欄に支社名等を記載したうえ、支社の代表者印（委任状①で使用した印）を押印してください。

また、「代理人」欄に入札当日に参加する担当者名等を記載したうえ、「代理人使用印鑑」欄へ担当者の印（入札書に押印する予定の印）を押印してください。

【問3】 「代理人使用印鑑」欄に押印する印は認印でもよいか

入札書等に押印する印鑑と統一していれば、認印でも問題ありません。

■ 参加申請に関する Q&A

【問1】 入札参加申請を電子メールで受付しているか

電子メールでの申請も受付しています。下記メールアドレスまで提出書類を送付ください。

ただし、委任状については押印のある原本が必要であるため、電子メールにて PDF 化したものを入札参加申請の際に事前送付し、原本は期日までに必ず持参または郵送するようにしてください。

※入札書については持参又は郵送のみとなっていますので、御注意ください。

<提出先メールアドレス> keiyaku_somu@iryokouiki-hokkaido.jp

■ 参加資格に関する Q&A

【問1】 代表者が変更になったが、入札参加資格通知書の代表者名をまだ変更していない

代表者が変更となったが、入札参加資格通知書の代表者名をまだ変更しておらず相違している場合は、変更内容の確認できる履歴事項全部証明書の写しか、入札参加資格変更届出の写しを提出してください。